流域治水における農業用ため池の低水位管理に関する規程（例）

（趣旨）

第１条　この規程は、流域治水の取組の一環として、「ため池を活用した雨水貯留の取組」を実施するため、利水を目的とした操作管理を超える農業用ため池（以下「ため池」という。）の低水位管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規程における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) ため池管理者　　ため池を管理している代表者をいう。以下「管理者」という。

(2) 作業者　　　　　低水位管理のための操作管理を行う者をいう。

(3) 取水施設　　　　ため池から人為的に取水又は放流するための施設をいう。

(4) 洪水吐　　　　　ため池が満水になったときに自然放流させる施設をいう。

(5) 低水位管理　　　取水施設の操作により、ため池の水位を下げたまま管理することをいう。

（作業者の選任）

第３条　管理者は、現地で取水施設を操作する作業者を１名以上選任するものとする。

（低水位管理）

第４条　作業者は、低水位管理の実施に当たり、次に掲げる作業を行うものとする。

(1) 設定した期間における取水施設の開閉操作

(2) 取水施設操作時における取水施設、洪水吐などの簡易な点検

(3) 放流後の下流水路などの状況確認

(4) その他低水位管理に必要な作業

（作業日報）

第５条　作業者は、前条の作業を実施したときは、作業日時、作業者名、作業内容その他必要な事項を○○市（町・村）が別に定める作業日報に記録し、管理者に提出するものとする。

２　管理者は、○○市（町・村）から要求があったときは、指定する日までに作業日報を提出しなければならない。

（緊急時の対応）

第６条　作業者は、ため池の異状を発見したとき又は放流後に下流水路で溢水等が生じたときは、直ちにため池管理者に報告しなければならない。

（管理費用の負担）

第７条　利水を目的とした通常の操作管理に要する経費は、管理者の負担とする。

２　利水を目的とした操作管理を超える低水位管理の作業に要する経費は、○○市（町・村）が予算の範囲内で負担する。

（雑則）

第８条　この規程に定めるもののほか、低水位管理の実施に必要な事項は、○○市（町・村）が別に定める。

附　則

この規程は、令和　年　月　日から施行する。